

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）の交付対象事業の決定 （令和４年度第２回）について

令和４年８月１９日

内閣府地方創生推進事務局

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）の交付対象事業について、以下のとおり決定した。

1. 趣旨

「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づき認定される地域再生計画に記載される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。

2. 対象事業

（イ）の移住・起業・就業タイプで申請された事業を対象として、以下の（ロ）に掲げる事業分野のいずれかに該当し、先導性を有する事業を対象事業とする。

（イ）移住・起業・就業タイプ

過度な東京圏への一極集中の是正及び地方の担い手不足対策を図るため、UIJターンによる起業・就業者の創出等を行う事業

（ロ）事業分野

各地方公共団体において、それぞれの総合戦略に位置付けられた（ないしは位置付けられる予定である）事業であって、以下のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地方創生移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業
 - ・都道府県及び市町村が共同して行う、東京 23 区の在住・在勤者（東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域からの通勤者を除く。以下同じ。）で、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住して就業又は起業した者等に対して移住支援金を給付する等の事業
 - ・都道府県が行う、就業に係る移住支援金の対象となる就業先について、統一性・一覧性を持って検索可能である幅広い求人情報の提供や、効果的な求人広告の作成等を支援する事業
 - ・移住支援事業を行う市町村等が行う、都市住民の立場・視点を把握する大都市圏の企業人材を市町村の移住支援窓口強化のために受け入れる事業

(2) 地方創生起業支援事業

- ・都道府県が行う、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域において新たに起業した者及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者に対して起業支援金を給付する等の事業

※当該起業者が、東京 23 区の在住・在勤者であって、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住した者である場合には、上記(1)の移住支援金も給付。

(3) 女性・高齢者等新規就業支援事業

- ・現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業を促進するために都道府県が官民連携のプラットフォームを形成して実施する取組を支援する事業

3. 評価方法

評価に当たり、先導性の着眼点である官民協働、地域間連携、政策間連携の評価基準に基づき、個々の事業について評価を行い、交付対象事業を決定した。

※先導性の評価基準

以下の点から、先導的事业であることを評価。

- ① 官民協働・・・地方公共団体のみの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。
- ② 地域間連携・・・単独の地方公共団体のみの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。
- ③ 政策間連携・・・単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行う事業であること。

4. 交付対象事業数・採択額

事業分野別の交付対象事業数・採択額（変更増減額）は、以下のとおりである。また、都道府県別の交付対象事業の一覧は、別紙のとおりである。

(1) 新規事業：申請なし

(2) 継続事業（変更）

事業分野	交付対象事業数（都道府県数）	変更増減額（国費）
地方創生移住支援事業・ マッチング支援事業 地方移住支援窓口機能強化事業	4 道府県	3,400 千円
地方創生起業支援事業	1 道	
女性・高齢者等新規就業支援事業	0	0 千円

5. 当面のスケジュール

9月上旬 交付決定

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

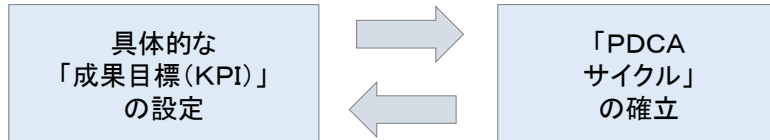
4年度予算額 1,000.0億円
(3年度予算額 1,000.0億円)

事業概要・目的

○デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な取組を支援します。

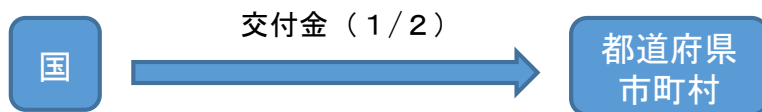
- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成例）しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組

- ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

- ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策

④複数年度にわたる施設整備事業（本交付金のうち70億円を地方創生拠点整備交付金として措置（令和3年度から20億円の増額））

【デジタルシフトへの対応】

○先駆タイプ（最長5年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、申請の要件とします。

○横展開タイプ（最長3年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、原則として、申請の要件とします。

○地方創生拠点整備交付金については、補正予算分と同様とします（審査において一定の加点を付与、効果促進事業の割合の上限を一定の引上げ）。

【わくわく地方生活実現政策パッケージにおける地方創生移住支援事業の拡充】

○移住支援金について、これまでの単身最大60万円、世帯最大100万円に加え、世帯で移住する際に、18歳未満の帯同人数×最大30万円の子育て世帯加算を拡充。

期待される効果

○地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、「まち」の活性化など地方創生の推進に寄与する先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を通じて、地方創生の充実・強化につなげます。

地方創生移住支援事業・地方創生起業支援事業

○ 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援(2019～)。

■ 地方創生移住支援事業

東京圏から地方へ移住して地域企業への就業や社会的起業等をする移住者に支援金を支給(移住支援金:最大100万円)

■ 地方創生起業支援事業

地域の課題に取り組む「社会性」「事業性」「必要性」の観点をもった起業(社会的起業)等をする者に支援金を支給(起業支援金:最大200万円)

東京圏から地方へ移住して社会的事業を起業した場合には、移住支援金と起業支援金を合わせて支給可能(最大300万円)

地方創生移住支援事業 地方※¹へ移住 (東京23区在住者又は23区への通勤者※²が移住)		
地方※¹での就業等 (地方公共団体がマッチング支援の対象※³とした中小企業等に就業又はテレワークにより移住等)	移住支援金 最大100万円 (世帯:最大100万円※⁵ 単身:最大60万円)	
地方創生起業支援事業 地方※¹での起業 (地域課題解決に資する社会的事業を起業)	移住支援金+起業支援金 最大300万円 (移住支援金:最大100万円 + 起業支援金:最大200万円)	起業支援金 最大200万円 (起業に要した経費の1/2 最大200万円)



※¹ 東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)外および東京圏の条件不利地域※⁴。

※² 東京圏在住の23区への通勤者(条件不利地域※⁴在住者を除く)。

※³ 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

※⁴ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村(政令指定都市を除く)。

※⁵ 18歳未満の子どもを帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大30万円を加算。

新規就業支援事業のスキーム

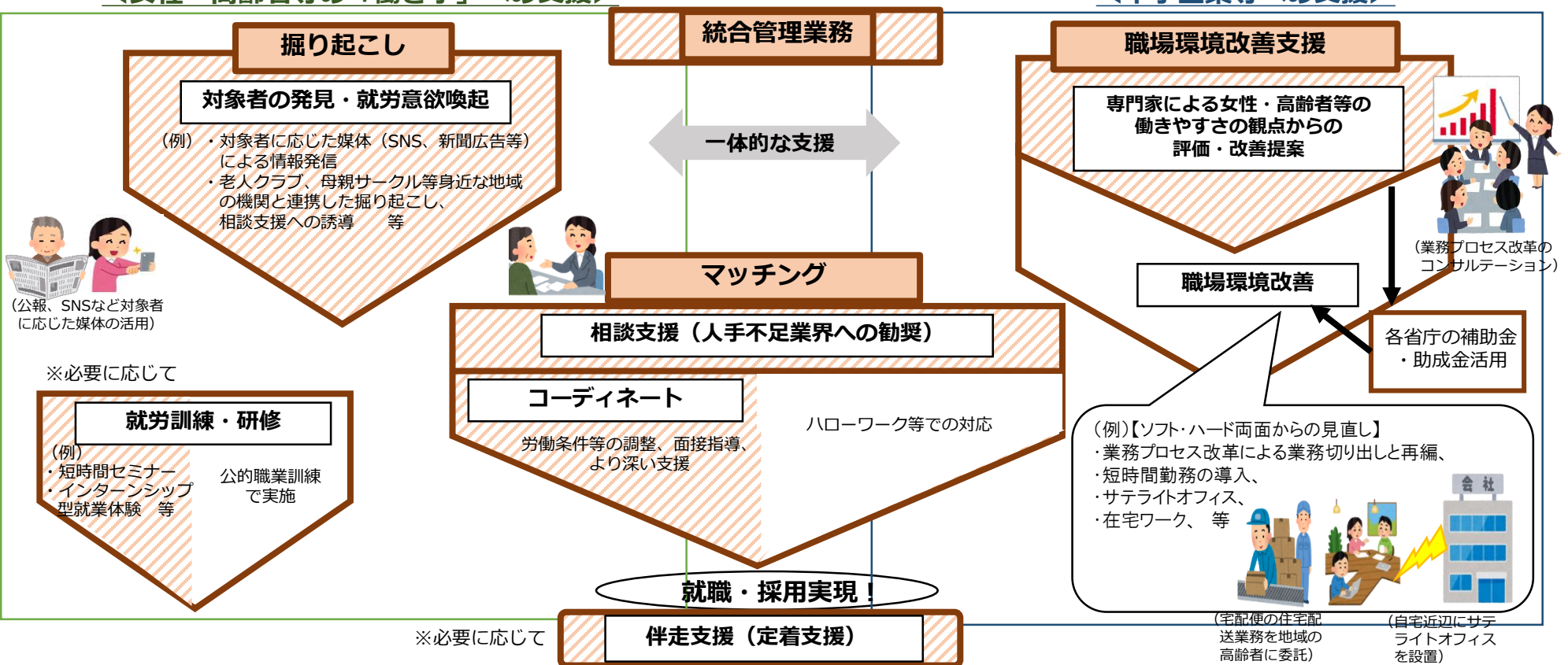
- 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保に資することを目的として、都道府県が実施する女性・高齢者等の新規就業支援のための取組を、地方創生推進交付金により支援するもの。
- 各都道府県は、官民連携のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組をハローワークや公的職業訓練など既存の制度も最大限活用しながら、民間企業のノウハウを取り入れ、一体的かつ包括的に実施するスキームを構築。

(都道府県の事業のイメージ)

官民連携型のプラットフォーム形成

<女性・高齢者等の「働き手」への支援>

<中小企業等への支援>



※ は、今回各都道府県で実施し、国が地方創生推進交付金で支援する部分。

※地方版総合戦略等を踏まえて、都道府県において、支援対象者・支援対象企業等やマッチングの実現を目指す重点対象分野を設定。
※都道府県は、民間事業者、関係機関 (市町村、経済団体、労働局・ハローワーク等) と協働し既存の支援スキーム等も最大限活用。

地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)事業一覧

1. 地方創生移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業、起業支援事業

＜新規事業分＞申請なし

＜変更事業分＞

都道府県	地方創生移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業 における連携市町村	交付対象事業名		変更増減額 (国費 単位:千円)
		地方創生移住支援事業・マッチング支援事業 ・地方移住支援窓口機能強化事業	地方創生起業支援事業	
北海道	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、森町、長万部町、黒松内町、真狩村、喜茂別町、京極町、岩内町、神恵内村、積丹町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、剣淵町、下川町、美深町、中川町、増毛町、苫前町、羽幌町、初山別村、猿払村、中頓別町、枝幸町、豊富町、美幌町、津別町、訓子府町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、浦河町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	UIJターン新規就業支援事業	地域課題解決型起業支援事業	0
京都府	舞鶴市、綾部市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、和束町、京丹波町	首都圏人材京都還流促進事業	次世代人材育成・産業創造事業	0
奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、曾爾村、御杖村、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	東京圏からの県内就労促進パッケージ事業	起業家支援事業	3,400
福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、古賀市、うきは市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、粕屋町、芦屋町、岡垣町、小竹町、桂川町、東峰村、大刀洗町、広川町、香春町、川崎町、大任町、福智町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町	福岡県移住のための就業マッチングサイト開設及び移住支援金交付事業	福岡県ふるさと創業促進事業	0